第三十八条の九第二項	法第十四条の二の二第三項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第三項	
第三十八条の十	法第十四条の二の二第二項前段	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第二項前段	
第三十八条の十一	法第十四条の二の二第二項後段	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第二項後段	
第三十八条の十二	法第十四条の二の二第二項後段	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第二項後段	
	法第十四条の規定	法第十九条の二の規定	
	法第十四条の四	法第十九条の四において準用する法第十四条の四	
（略）	（略）	（略）	
第四十一条第一項	（削る）	（削る）	
	法第十四条の二の二第二項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第二項	
（略）	（略）	（略）	
第四十八条第一項	（削る）	（削る）	
	法第十四条の四第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項	
	法第十四条の二の二第二項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第二項	
（略）	（略）	（略）	

（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	
第四十一条第一項	法第十四条の規定	法第十九条の二の規定	
	同条第十二項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十二項	
（略）	（略）	（略）	
第四十八条第一項	法第十四条第十二項	法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十二項	
	法第十四条の四第一項	法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項	
	（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	